

身体に障害等を有する入学志願者の事前相談

身体に障害等（下表参照）がある場合は、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合があるので、あらかじめ本学に相談すること。なお、補聴器、松葉杖、車椅子等を使用しての受験を希望する場合も事前相談を必要とする。

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢 体 不 自 由 者	① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ② 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者 (身体虚弱者を含む。)	① 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ② 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※ 学校教育法施行令第22条の3に準拠した。

(1) 相談の時期

相談の内容によっては、本学の試験までに対応できず、措置が講じられないこともあるので、なるべく以下の時期までに相談すること。

- | | |
|---------------------|---------------|
| ① 一般選抜 | 令和6年1月5日（金） |
| ② 学校推薦型・特別推薦型・社会人選抜 | 令和5年10月13日（金） |
| ③ 私費外国人留学生選抜 | 令和5年10月20日（金） |
| ④ 有職者特別選抜 | 令和6年2月9日（金） |

(2) 相談の方法

電話又は本学での相談いずれでもかまわないが、下記事項等を記載した書類（様式任意）を提出してもらう場合もある。

- ① 志望学科、専攻、氏名、生年月日
- ② 障害の種類・程度（医師の診断書が必要な場合がある。）
- ③ 受験の際、特別な配慮を希望する事項及び内容
- ④ 高等学校等在学中にとられていた措置
- ⑤ 日常生活の状況
- ⑥ 本人の現住所及び電話番号、保護者の連絡先

(3) 問い合わせ先

〒890-0005 鹿児島市下伊敷一丁目52番1号
鹿児島県立短期大学学生部教務課 電話 099-220-1112（内線136番）